

タスク・シフト/シェアを推進するためには
法令改正が必要な業務について
(具体的なイメージつき)

- 本資料の業務項目は、前回同様、タスク・シフト/シェアを推進する3つの要件について、いずれも該当するとされたものと3つの要件のうち、要件①かつ要件③は該当するが、要件②に該当しないとされた3職種の業務。

※第2回検討会で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- 3職種に共通する「静脈路の確保」と「静脈路の確保に関連する業務」は、3職種でまとめて記載するが、その他の業務項目については、職種ごとに具体的なイメージとあわせて確認できるよう整理。
- 「実施可能とする行為」は、これまで記載していた業務項目（参考資料1を参照）を元に事務局で整理。
- 必要な研修について、第5回検討会で提示した方針に基づき、(a)～(c)を記載。

※第5回検討会で提示した業務範囲の見直しに伴う教育・研修の考え方

- (a) 養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。（ただし、医療安全上の配慮が特に必要な場合は、事前の医師の明確な指示や緊急時の連絡体制の整備、緊急時のマニュアルの整備など、安全に実施する上での留意事項を通知により示す。）
- (b) 当該業務が従来の業務の技術的基盤の上にある（要件②を満たす）場合は、養成課程において必要な教育内容として明確化するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令による研修の受講の義務付けは行わないが、通知により、当該業務の実施に当たって追加的な知識の修得が必要な者について、職能団体が実施する研修を受けることを求める。
- (c) 当該業務が従来の業務の技術的基盤の上でない（要件②を満たさない）場合は、養成課程において必要な教育内容を追加するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。

- それぞれの項目について、第5回検討会でいただいた意見を記載。（意見が出なかった項目については、無かったことを明記）
- 「具体的なイメージ」に記載する行為の所要時間は、当該行為を行う医師の、ある病院における業務時間の実態を参考に目安として記載。（※）

(※) 厚生労働行政推進調査事業（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「新しいチーム医療等における医療・介護従事者の適切な役割分担についての研究」において現在行っている調査（分析中）のうち、一定の整理ができた項目をもとに医政局医事課において作成。

静脈路の確保（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）

職種	前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
診療放射線技師	1	静脈路を確保し、造影剤注入装置及びR I 検査医薬品を注入するための装置を接続する行為	省令	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	3.5時間(関連業務時間含む) ～10.4時間	医師の具体的な指示の下で実施すること 合併症が生じた場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること
	6		法律	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)		
臨床検査技師	12	採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む）に接続する行為	政令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(c)	33.0時間	医師の具体的な指示の下で実施すること
	13			①：該当する ②：該当する ③：該当する	(c)		
臨床工学技士	19	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するために静脈路を確保し、それらに接続する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.9時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

※ 19：ここでいう生命維持管理装置は、人工呼吸器、高気圧治療装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化装置、全身麻酔装置を想定。

第5回検討会でいただいた意見

<総論>

- 必要な研修としては十分な時間の確保が必要。
- トレーニングなり教育・研修のあり方が非常に重要。必要に応じて看護師の静脈路確保のトレーニングが参考にできる。

<診療放射線技師>

- 静脈路確保から造影剤注入、注入後抜針・止血まで、一連の業務ができるようになるということは、やはり大きい。
- シミュレーターを使って実習訓練することや、安全な静脈はどこを選ばいいかというような研修を十分に研修することで、安全なものになる。
- 現行法上採血の業務はできないため、リスクが高く反対。
- 現実味のあるタスク・シフトとは想定しづらい。
- 扱う薬剤が危険度の高いため、1つ間違えるといろいろな弊害が起こる。

<臨床検査技師>

- 採血と静脈路確保は、使用する針や穿刺部位、リスクも違うため、短い研修ではできない。
- 採血の延長線上に、臨床検査技師の静脈路確保があるという理解自体、疑問。

<臨床工学技士>

- 現行血液透析時、内シャントに穿刺してる。静脈の解剖をもう一度勉強し直すということは必要であるが、技術的に十分に対応可能。
- 採血はできない臨床工学技士が行うのは、非常にリスクが高いので反対。

静脈路の確保に関連する業務
(診療放射線技師：RI検査医薬品の投与・抜針・止血、臨床工学技士：薬剤投与・抜針・止血)

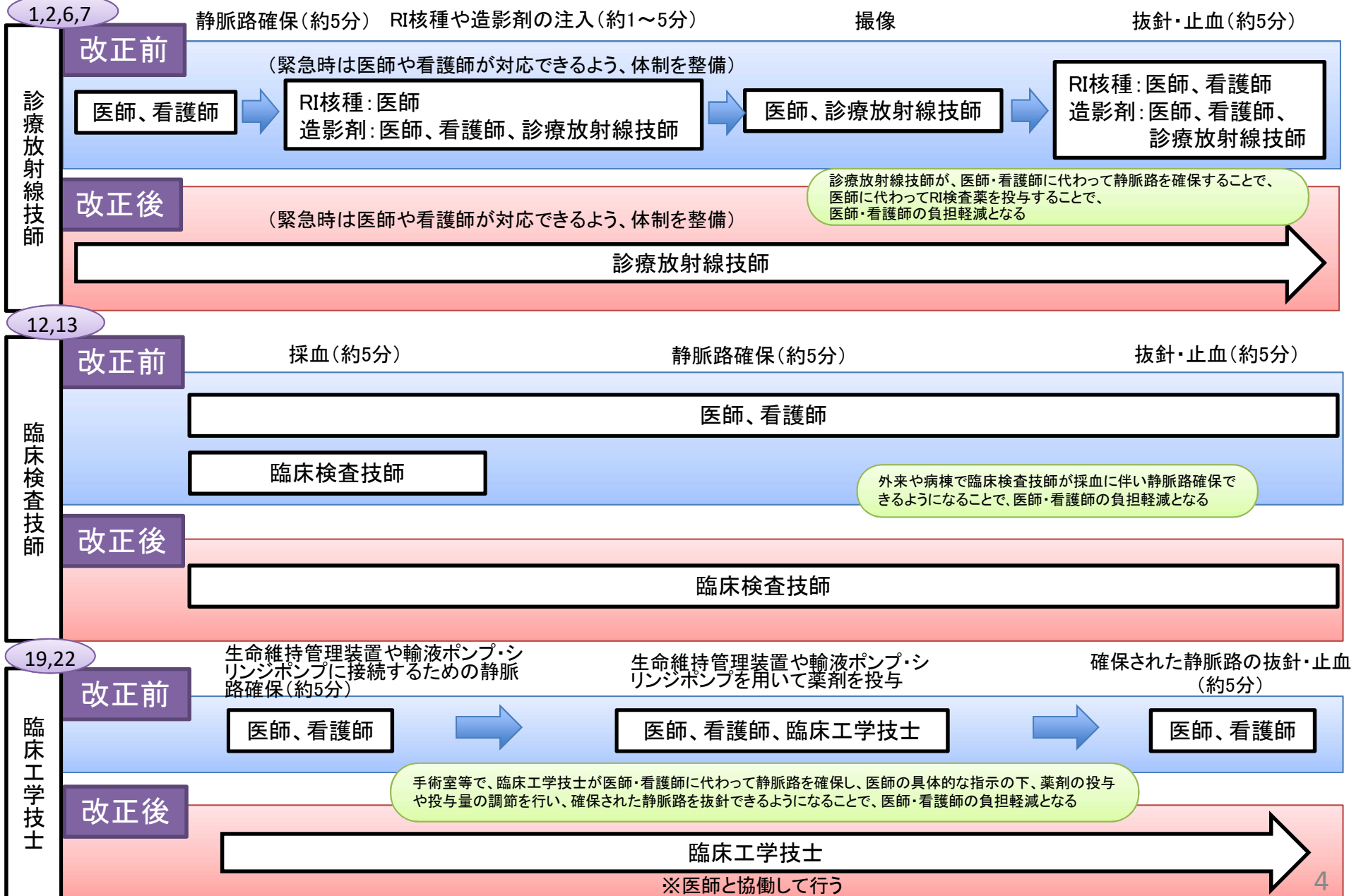
職種	前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
診療放射線技師	7	RI検査医薬品を投与するためにRI検査医薬品を注入するための装置を操作する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	3.5時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること 合併症が生じた場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること
	2	当該造影剤及びRI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	1.5時間	
臨床工学技士	22	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、輸液ポンプやシリンジポンプを用いて薬剤を投与する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.9時間	医師の具体的な指示の下で実施すること
	19	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路を抜針及び止血する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.9時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

※ 19・22：ここでいう生命維持管理装置は、人工呼吸器、高気圧治療装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化装置、全身麻酔装置を想定。

第5回検討会でいただいた意見	特になし
----------------	------

静脈路の確保のイメージ（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



動脈路からの造影剤の注入（診療放射線技師）

前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
4	動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、 造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間 以下	医師の具体的な指示の下で実施すること アレルギー等が発生した場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること

第5回検討会でいただいた意見 特になし

※ 抜針及び止血を行う行為は除く。

※ 血管造影・画像下治療（IVR）で用いられるカテーテル及びガイドワイヤーの操作を医師等と協働して実施することも現行法上実施可能。（第3回 資料4）

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

4

動脈路確保

動脈路からの造影剤の注入

放射線装置の操作

抜針、止血

改正前

医師、看護師

医師、看護師

診療放射線技師

医師、看護師

IVRで動脈路への造影剤の注入を診療放射線技師が行うことで、造影剤の注入・放射線装置の操作まで一連の業務として行うことができ、医師・看護師の負担軽減となる

改正後

医師、看護師

(緊急時は医師や看護師が対応できるよう、体制を整備)

診療放射線技師

医師、看護師

CTコロノグラフィ検査・上部消化管造影検査における造影剤注入（診療放射線技師）

前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
3	下部消化管検査のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.2時間	医師の具体的な指示の下で実施すること
5	上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.7時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

第5回検討会でいただいた意見

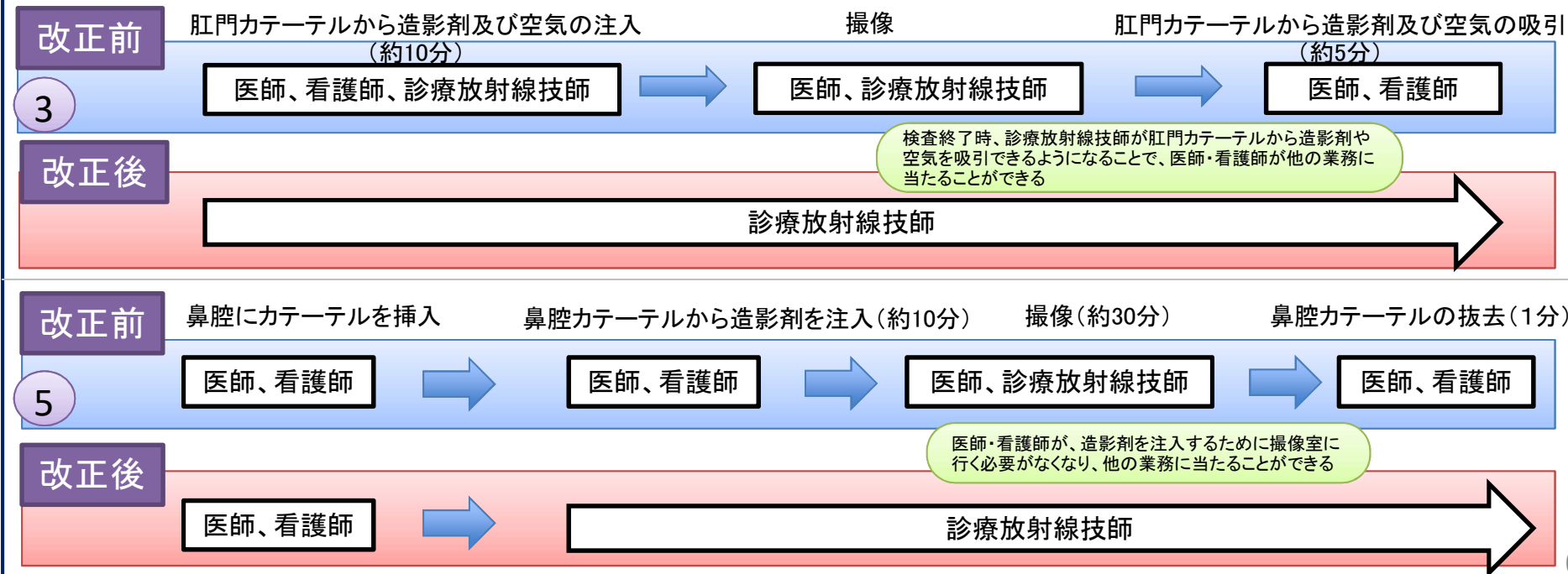
3：特になし
5：鼻腔カテーテルからの造影剤の投与後、当該カテーテルの抜去は、それほど危険ではないと思われることから、抜去までできるようにしてもいいのではないか。上部消化管造影で造影剤を投与する鼻腔カテーテルは、一連の流れの中で挿入されたものでない危険である。前日に正しく挿入されていても検査当日気管に挿入されている事例もあることから危険。

3：※ CTコロノグラフィ検査は、下部消化管検査の一つ。肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為は現行制度上実施可能。

5：※ 鼻腔カテーテルは、上部消化管検査のために挿入されたものに限る。（従前から挿入されている鼻腔カテーテルから造影剤を投与する行為は除く）

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



病院又は診療所以外の場所における超音波検査（診療放射線技師）

前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
8	医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して 超音波検査を行う。	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(a)	-	-

第5回検討会でいただいた意見	特になし
----------------	------

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

8

超音波検査(約15分)

改正前

病院、診療所内での検査：医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師
病院、診療所外での検査：医師、看護師、臨床検査技師

改正後

病院、診療所内外での検査：医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師

病院・診療所外(例えば在宅医療の場)で、超音波検査を診療放射線技師に任せることで、医師は別の業務に当たることができる

直腸肛門機能検査、持続自己血糖測定検査（臨床検査技師）

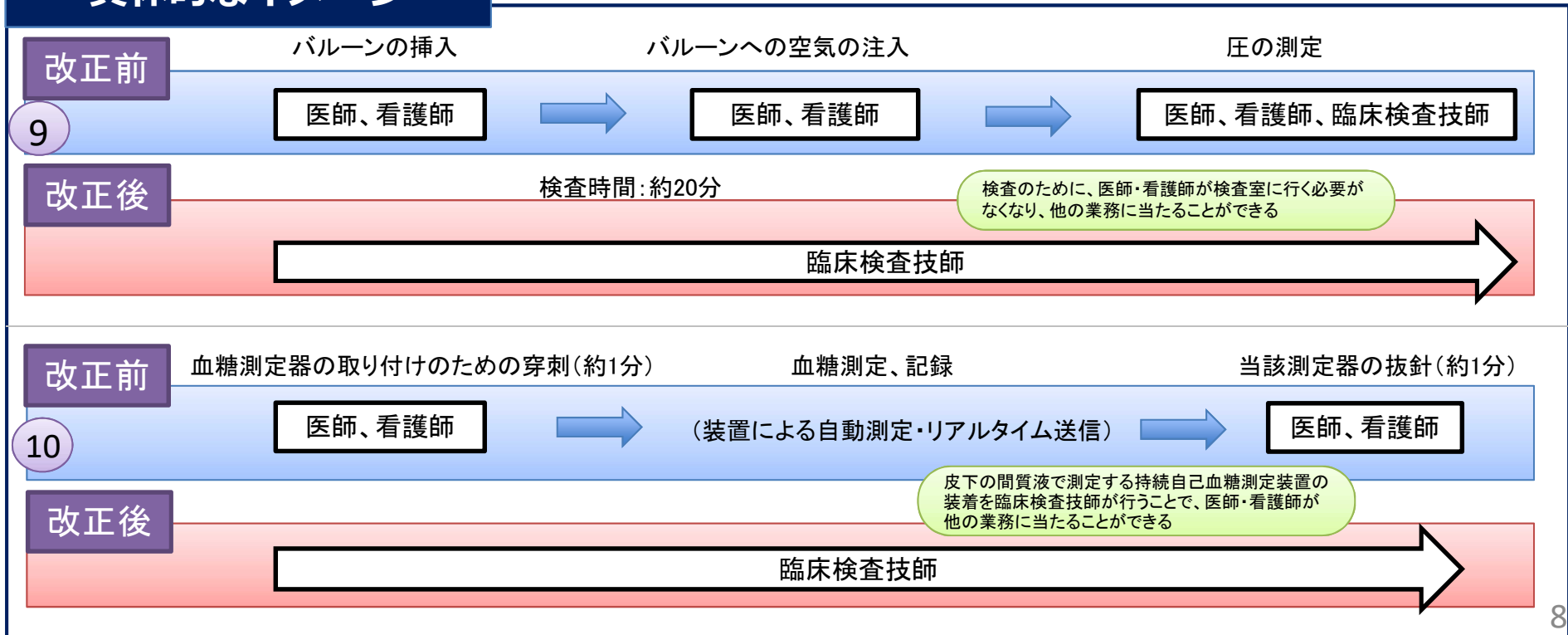
前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
9	肛門にバルーンを挿入し、バルーンに空気を注入して圧を測定する直腸肛門検査	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.7時間	-
10	持続自己血糖測定検査（皮下の間質液で測定する測定器を装着する行為を含む）	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.5時間	-

第5回検討会でいただいた意見

特になし

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



針電極による脳波検査、検体採取（採痰）について（臨床検査技師）

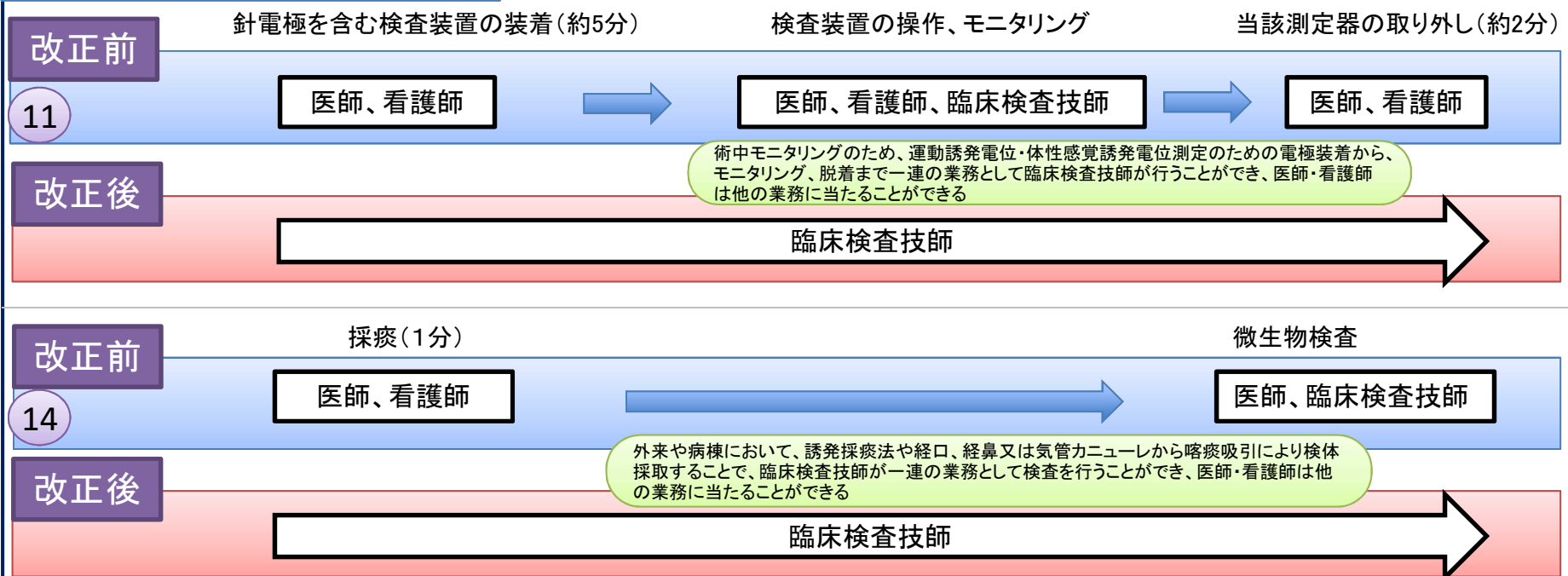
前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
11	運動誘発電位・体性感覚誘発電位に係る電極装着（針電極含む）・脱着	省令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	1.9時間	-
14	経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為	政令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間以下	-

第5回検討会でいただいた意見

特になし

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



※痰を誘発するために、吸入器を患者に手渡す行為は医行為でないため現行法でも実施可能

消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取（臨床検査技師）

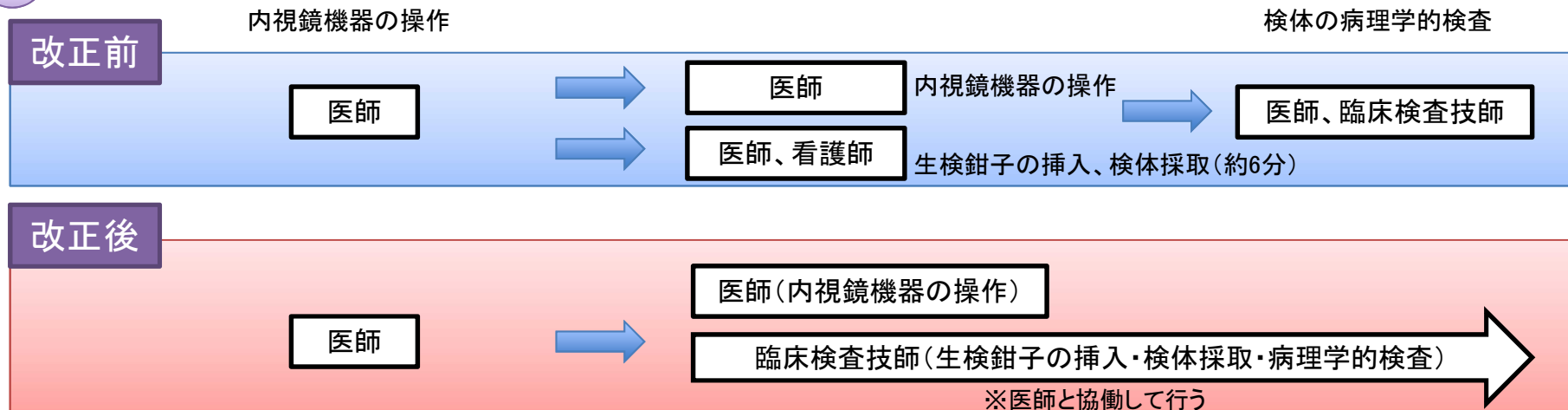
前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
15	消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為	政令	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	8.3時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

第5回検討会でいただいた意見	診療の補助ということで医師の指示のもとに実施するのであれば、特段問題はない 採取部位の決定及び内視鏡の操作は医師が行うもので、臨床検査技師は、医師の指示の下、操作された部位に鉗子を挿入して採取行為を行う無理にとって大出血を起こすこともあり、医師以外が行うことについては慎重に考えた方がよい
----------------	---

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

15



内視鏡室において、医師が採取部位まで内視鏡を操作し、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する操作を臨床検査技師が行うことで、当該操作を行っていたもう一人の医師が他の業務に当たることができる

超音波造影検査・成分採血装置の運転（臨床検査技師）

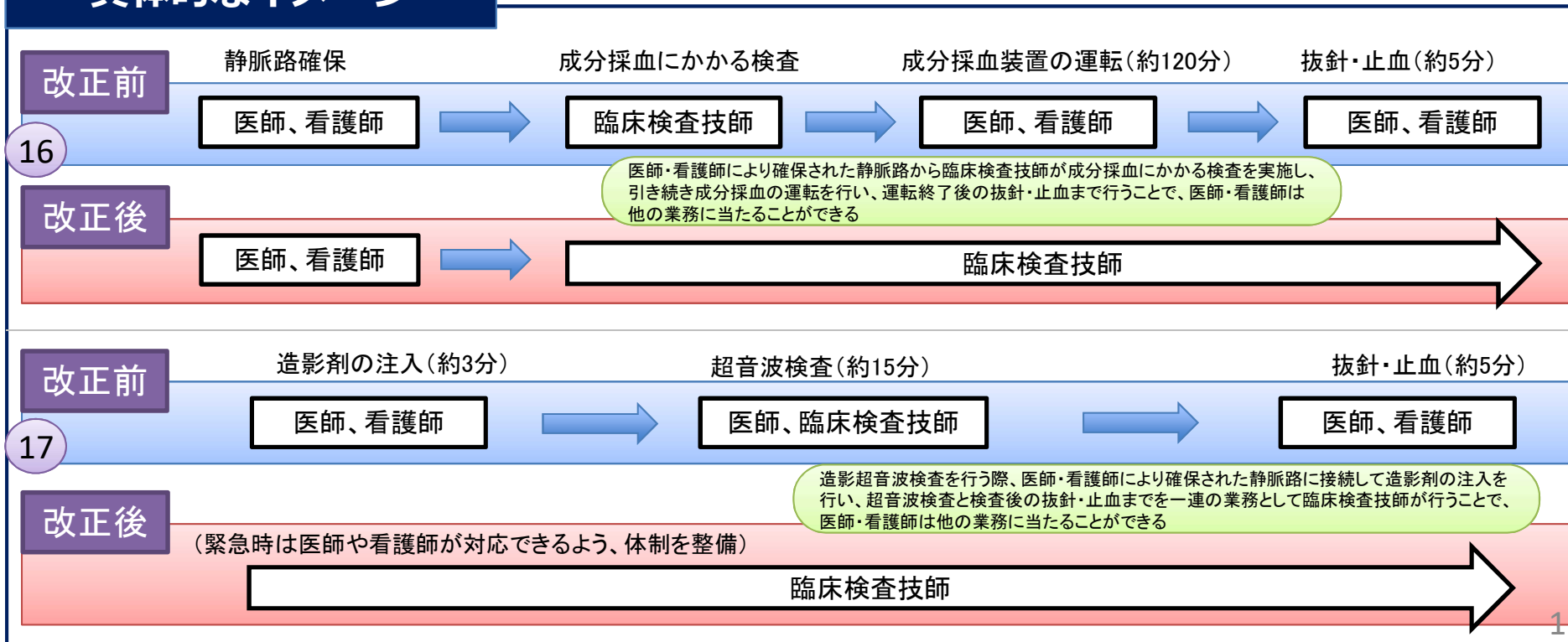
前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
16	静脈路に成分採血のための装置を接続する行為、 成分採血装置を操作する行為、	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.1時間 以下	医師の具体的な指示の下で実施すること
17	超音波検査に関連する行為として、 静脈路に造影剤を注入するための装置を接続する行為（静脈路確保を除く）、 造影剤を投与するために造影剤を注入するための装置を操作する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	0.2時間	医師の具体的な指示の下で実施すること

第5回検討会でいただいた意見

特になし

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



血液浄化施行時の動脈表在化への穿刺、心・血管カテーテル治療時の電氣的負荷（臨床工学技士）

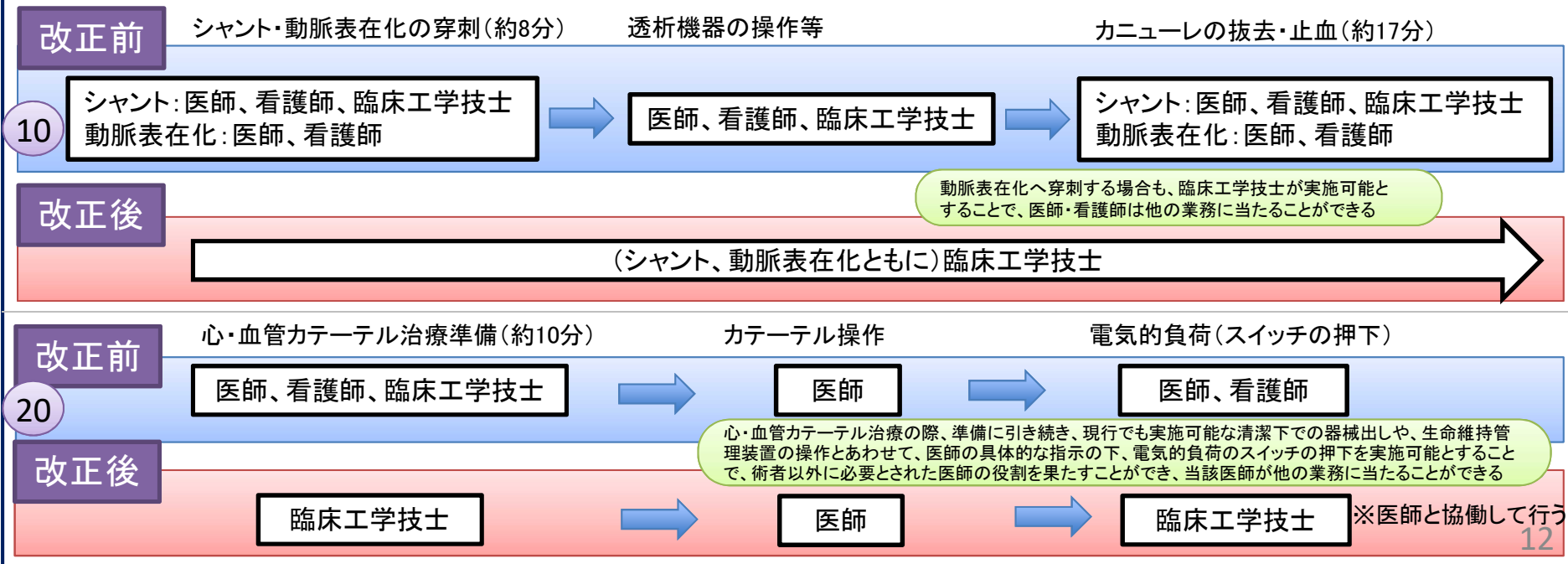
前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
18	血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の動脈表在化への接続又は動脈表在化からの除去	政令	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	1.5時間 ～ 5.0時間	ここでいうバスキュラーアクセスは、「シャント（自己血管内シャント、人工血管内シャント）」、「動脈表在化（通常上腕動脈を皮下に挙上した動脈）」をいい、動脈直接穿刺は含まない。
20	心・血管カテーテル治療において、生命維持管理装置を使用して行う治療に関連する業務として、身体に電氣的負荷を与えるために、当該負荷装置を操作する行為	法律	①：該当する ②：該当する ③：該当する	(b)	10.4時間 (関連業務時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

※ 20：ここでいう生命維持管理装置は、除細動器を想定。

第5回検討会でいただいた意見 特になし

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



内視鏡外科手術における硬性鏡保持（臨床工学技士）

前回の番号	実施可能とする行為 (事務局案)	対象法令	3要件	必要な研修	月あたり効果 (推計)	実施する際の留意事項
21	手術室で行う鏡視下手術において、 体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラを保持する行為、 術野視野を確保するために内視鏡用ビデオカメラを操作する行為	法律	①：該当する ②：該当しない ③：該当する	(c)	2.4時間 (関連業務の時間含む)	医師の具体的な指示の下で実施すること

第5回検討会でいただいた意見 特になし

具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

